

BB（理容）マイスター認定実施要綱

（目的）

第1条 全国理容連合会（以下「連合会」という）は、理容業の卓越した技能・技術を有し、優れた指導力がある者を、BBマイスター（以下「マイスター」という。）として認定、顕彰することにより、その社会的地位を高め、技能尊重気運の一層の醸成を図るとともに、その活用を通して理容業界の営業力アップを目的とする人材の育成に資することとする。

（認定技術種目）

第2条 マイスターの認定技術種目は、前条の目的となるもので「BBマイスター選考委員会」（以下「委員会」という。）が定めるものとする。

（対象者）

第3条 マイスター対象者は、次の各号のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 所属組合が推せんした者であること。
- (2) 組合員およびその従業員で5年以上の実務経験があること。（養成校時を含む。）
- (3) 認定後においては、より衛生的で高度な理容サービスが提供できること。
- (4) 人格に優れ、他の技能・技術者の模範と認められること。

（認定方法）

第4条 認定を受けようとする者は、所定の申込書を別に定める期間内に所属組合に提出し、所属組合が連合会へ推せんするものとする。

- 2 所属組合より推せんを受けた者は、連合会の行う講習と技能検定試験を受け、合格した者について委員会がマイスターの認定を行うものとする。
- 3 連合会は、マイスター認定者に認定証を授与するものとする。
- 4 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（マイスターの活動）

第5条 マイスターに認定された者は、連合会、業界団体等からの要請により、次のような活動を行うものとする。

- (1) 業界団体等が実施する技術講習会での指導及び講演
 - (2) 理容体験学習での中学・高校生の指導
 - (3) マイスター活動広報への協力
 - (4) その他、技能の向上と人材の育成に関する活動
- 2 マイスターが連合会組織の脱退及び前項の活動を行うことができなくなった場合は、認定を取り止めるものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、制度の運用に当たって必要な事項は、別に定めるものとする。

付記

BBマイスター認定証には、ゴールド認定書と通常認定証がある。